

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業 (飲食店審査・PR) 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務

2 委託業務の目的

観光目的となるような「飲食店」を食のプロフェッショナル（以下「食のプロ」という。）による審査により選定し、県外に向けてプロモーションを実施することにより、茨城の「食」ブランドを観光要素として強く打ち出し、新たな観光誘客と観光消費の獲得を目指す。

3 委託業務の内容

（1）食のプロによる飲食店の審査

食のプロにより組織する「審査会」による審査により、本県への旅行者に対して推奨したい飲食店を選定する。

選定される飲食店は、それ自体への来訪と飲食が「旅の目的」になり、本県の観光消費額増加に資するに相応しい飲食店を対象とする。

常陸秋そば・あんこう鍋を対象とすること。

（2）選定飲食店のプロモーション

選定した飲食店の魅力を首都圏に向けて発信するためのプロモーション活動を行うこと。なお、プロモーション時期は、10月に開始になる「DC（※）」に合わせて行うことが望ましい。

※DC…JRグループ6社（JR北海道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州）と地方自治体、観光関係団体等が協力して実施する国内最大級の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン（DC）」のこと。

① メディア媒体等を活用したプロモーション

発信方法は観光系サイト等のWEBを活用したPRを実施すること。

② メディアへのプレスリリース用の原稿作成

受託者側で選定飲食店を紹介するプレスリリース用の原稿を作成すること。

③ その他のプロモーション

上記プロモーションのほか、選定した飲食店の利用者の増加及び認知の向上に繋がる内容があれば提案すること。

4 業務の流れ

- (1) 「審査会」の組織化（食のプロの決定）
- (2) 県内飲食店の情報収集
- (3) 審査に向けた飲食店の絞り込み
リストアップ数：常陸秋そば40店舗程度、あんこう鍋40店舗程度
審査対象店舗数：常陸秋そば20店舗程度、あんこう鍋20店舗程度
- (4) 審査基準の設定
- (5) 食のプロによる審査：常陸秋そば20店舗程度、あんこう鍋20店舗程度
- (6) 「審査会」による選定・取材・受賞店発表
想定：常陸秋そば10店舗程度、あんこう鍋10店舗程度
- (7) 選定飲食店のプロモーション活動
- (8) 事業報告書の提出

5 業務委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

6 想定スケジュール

- (1) 本委託業務のスケジュール（想定）

令和5年

6月～	選定店舗リスト作成 食のプロによる審査 選定店公開・選定店取材・取材内容の公開
9月頃～	常陸秋そばの発表
11月頃～	あんこう鍋の発表

7 留意事項

- 「審査会」の委員については、食に関する豊富な知識と経験を有した者で組織すること。
(想定：料理人、フードコーディネイター、グルメ雑誌編集者 等)
- 審査対象となる県内飲食店の絞り込みについては、審査会内で検討の上、当事業の主旨と合致する候補店を選ぶこと。
- 飲食店の審査における評価項目には、主觀に拠らない客観的な審査基準を設けること。
- 審査は必ず複数名以上で実施し、審査内容の平均化を行うこと。
- 昨年度に選定された飲食店についても、審査の対象とすることは可能とする。
- 審査委員内での採点に明らかな差異が見られる場合、審査会内で協議の上、点数の調整を図ること。
- 飲食店の絞り込み及び審査の結果については、県は一切関与を行わないものとする。
- 選定対象となった飲食店には、決定後に各店舗に事業の主旨を説明し、基本情報の提供、取材の許可、本県事業への協力等についての了承を得ること。

- 選定した飲食店の基本情報及び取材内容や撮影画像については、県の広報用素材として利用可能な状態にして納品すること。
- 選定した飲食店のプロモーションは、県と協議の上、適切なタイミングで実施すること。
- 業務実施に当たり使用される全ての画像等は、必ず著作者の了承を得て使用すること。
- 仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、発注者は一切の責任を負うものではない。
- 本業務に関わる所有権や著作権は、すべて発注者に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

8 その他

本仕様書に定めがない事項については別途指示する。